

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215	
地域名 (農林業センサスにおける地域内農業集落名)	水沢 佐倉河地区 (1区、2区、3区、4区、5区、6区、13区、11区、10区、7区、8区、9区、12区上、12区下、14区上、14区下、15区上、15区下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は、一部住宅地域のある純農村地帯である。(6区)市街化地域の中に取り残され、中途半端な状況の中で農業を強いられている地域である。(館)
- ・JR東北線以西は基盤整備進行中であるが、それ以东は胆沢城跡・史跡の関係から基盤整備は不可であり、小区画の圃場が多く水利面(末端地区)であり農業以外の土地利用や売買も難しい。(八幡)
- ・基盤整備したエリアと施行区が始まったエリアがあり、完了したエリアは集約が進んでいる。施行中エリアは事業計画により今後進められる予定である。また、担い手への委託を検討している農家が多い。(満倉2区)
- ・基盤整備の実施により、農事組合法人や担い手等への農地の集約化が進んでいる。(満倉3区、満倉4区、満倉5区、満倉6区)
- ・農業者の高齢化と後継者不足が課題である。圃場整備を実施していない地区などを中心に、耕作放棄地も増えてきている。(満倉1区、満倉2区、満倉4区、満倉5区、満倉6区、6区、佐野、仙人、十文字、松堂)
- ・畦畔等の草刈りの人手不足が大きな課題(満倉3区、八幡、谷地、松堂)。法人だけでは刈り切れないため、刈れる人に水管理までお願いしている。(満倉4区)
- ・委託したいが、担い手も目いっぱい、または依頼先がない状態。(八幡、十文字)
- ・機械及び肥料等の価格上昇により、採算が取れず農業自体に希望を見いだせない。農業機械が高価なことも問題。(八幡、十文字、松堂)
- ・基盤整備事業未実施であるため、小区画の圃場が大部分であるため借り手もつかない状態である。(佐野、十文字)基盤整備事業から外れた地域では、作業の効率化が図れず、高額の農機具に頼らざるをえない。(松堂)
- ・国策で「担い手集積」が推進される中、我が地区では、「個別完結経営」が主流となっており、米価が低迷していることから、ほぼ全戸で赤字経営に追い込まれている状況にある。(宮田)
- ・農機具などの価格が上がり、今後、購入できるか等の問題も考えられる。(満倉5区)

【地域の基礎的データ】

- ・法人:8法人、個人担い手:19経営体
- ・主な生産品目…水稻、大豆、ピーマン、りんご など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備事業の実施に伴い、将来、営農組織に農地の集積・集約を図る。(満倉2区、満倉4区、6区、八幡、谷地)
- ・地区内の組織を中心に、地域一体の共同保全活動や農道・水路の草刈りに取り組む。(6区、八幡、仙人)
- ・担い手の育成又は農地の借り手を探す必要がある。また、排水状態が悪いため畑作には向かない。(佐野)
- ・米価格下落(20年前の半額)により、将来に希望が持てない。(十文字)
- ・厳しい農業経営の中、基盤整備事業から外れた地域であり、魅力ある将来の農業経営に期待も持てず、担い手が見込めない。今後の農業経営については現状維持の農地保全・管理を行う区域となる。(松堂)
- ・全体的には、担い手への委託意向が大勢を占める。(満倉2区)
- ・基幹品目の水稻、大豆等のほか、ピーマンなどの高収益作物を生産し、収益の向上と担い手の経営安定を目指す。(満倉2区、満倉3区、満倉3区、満倉6区)
- ・法人の冬場の収入減が無く、民間企業同等の所得を確保する為、安定経営を必要とする。若者の確保にもつながる。(満倉4区)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	878.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	878.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農振農用地を含む基盤整備事業実施区域及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・上記以外の農地や住宅周辺の小区画農地は、自家消費野菜用の農地や市民農園化、共同保全、管理を行う農地とする(満倉2区)。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・基盤整備実施地域について、促進計画の目標に沿って担い手への集積・集約化を進める。(満倉2区、満倉6区、6区、谷地)
- ・離農の意向がある際は、担い手との話し合いにより、農作業の効率化につながる農地の集約化を進める。(満倉2区、満倉5区)
- ・史跡の関係から、JA以東は不可。(八幡)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域計画区域内の農地の賃借契約は、農地中間管理機構を介して権利設定し、所有者の貸付意向と担い手の経営意向を調整することで、担い手への面積集積を促進する。(満倉2区、6区、八幡、谷地)
- ・現在も農地中間管理機構を介して営農組合に利用権設定をしている。(満倉4区、満倉6区)
- ・離農、高齢による管理困難となった場合は農地中間管理機構を活用する。(佐野)

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・事業完了エリアと施行中のエリアがある。(満倉2区、満倉5区)
- ・すでに計画済みであり、今後、基盤整備事業が始まる。(満倉6区、6区)
- ・すでに基盤整備事業は実施済みであり、圃場整備の予定はない。(満倉3区、満倉4区、谷地)
- ・基盤整備事業の推進を目標としたいが面積的に難しい場合は、区画拡大・道水路整備・暗渠排水などを行う。(佐野)
- ・小規模でも良いから基盤整備事業が必要である。(館)
- ・史跡の関係から、JA以東は基盤整備不可。(八幡)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・JA・県等の関連機構と相談しながら農作物の栽培技術の継承や新たな経営体の確保を行っていく。(満倉2区、満倉3区、八幡、谷地)
- ・水稻だけでなく、農機具等をあまり必要としない野菜(ピーマン)等の作付けにより、農業者の所得向上につなげたい。(満倉5区)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

③機械の無人化。(満倉4区)ドローンによる防除作業、肥料散布等を推進し、作業の効率化を図る。(満倉5区)
 ⑦多面的機能保全活動組織の積極的な活動により、土地所有者と担い手が共同で農用地・水路・畦畔・農道等の定期的な点検や維持保全作業を行い、保全管理に取り組む。(6区、八幡、谷地、十文字)
 地区内での共同作業をして、地区の環境美化・保全に努めたい。(仙人、松堂)